

中世東寺における寺誌の利用と継承

——『東宝記』を中心に——

貫井裕恵

はじめに

本稿は、南北朝期に東寺の学僧杲宝によって編纂された東寺初の総合的寺誌『東宝記』の、諸本の生成契機を考えていくことで、中世寺院の寺誌が果たした役割の歴史の変遷を明らかにしようとするものである。寺誌に含まれる歴史叙述を書写・校合し継承していく行為が、中世寺院社会のなかでいかなる意義をもっていたのかについて考えていきたい。

これまでの中世寺院の歴史叙述をめぐる研究について、稲葉伸道氏が『東大寺統要録』を題材として、社会状況と叙述の関係を探る視角をもって歴史叙述生成の契機について論じておられる^①。本稿においてもこの視角をもって、『東宝記』諸本の生成契機について考えてみたい。

はじめに、『東宝記』をめぐる研究史について触れておきたい。

中世東寺における寺誌の利用と継承

一九八〇年代に山本信吉氏と田中省三氏による書誌学的紹介がなされた^②は、網野善彦氏等による莊園史研究、上島有氏による東寺文書伝来過程の研究、橋本初子氏による東寺寺内組織の解明等なかで引かれているのみで、編纂過程について論じられたものはほとんどなかった^③。この点については近年、新見康子氏による東寺宝物の伝来に関する詳細な研究のなかで触れられている^④。これまで『東宝記』は、いわば東寺に関する百科事典のように利用されることが大半であったが、『東宝記』を中世東寺の歴史叙述として捉え、史料の背後にある記主の立場や思想を考えてみたい。そしてその視角は史料の成立時のみならず、写本の作成時にも向けられるべきで、さらにその社会的要因の検討が不可欠であろうと思う。この検討により、中世寺院における歴史叙述の継承のありかたがあきらかになるであろう。具体的には、史料（テキスト）伝来（・相承）のあり方、すなわち保存・授受、書写（全写・抄出）・引用……といった書承活動（「書く行為」を通じた、情報や知識の伝達と継承）のなかで、

寺院で生み出された歴史叙述のテキストがどのように書き継がれていくのかということについて考えていきたい。

寺誌は、これまで寺院資料調査の中で、縁起・寺誌類とされたり、また寺誌類という分類の中で縁起が含まれていたりすることが多い。近年稲葉氏らにより寺院の記録類に着目するうごきがあるが、寺院史料について考える際、文書や聖教を含みこんだ叙述のある寺誌は、寺院史料のなかでもとりわけ興味深い。近年は寺院史料をくくる範疇として「寺家様」という言葉が提唱され、聖教史料を活用した研究も多く見られる⁽⁵⁾。こうした寺院史料の体系化がいま必要であると考える。東寺文書に即していえば、寺内組織と文書管理のあり方を明らかにされた黒川氏の研究が先蹤であろう⁽⁶⁾。

本稿では、以上の問題関心に基づき、史料(資料)の保存・利用・継承、再生産の問題について、寺内における寺誌の担った機能を明らかにしたい。具体的には、室町期における『東宝記』にまつわる書承活動と東寺寺僧による寺誌の利用の関係について考えていくこととする。

第一章 室町期における『東宝記』の写本作成

まずは最初に成立した国宝本『東宝記』についてみておきたい。

国宝本『東宝記』は、「仏宝上・中・下」「法宝上・中・下」「僧宝上・下」の三篇八巻からなり、杲宝編纂時には三篇六巻に分装、仏宝と

法宝の二篇が杲宝編纂後に大幅増補されている。これらが、草稿本・中清書本・清書本からなる。編纂背景について真木隆行氏は、鎌倉末期に東寺が寺威を高揚し、最頂の論理⁽⁷⁾の展開を指向した、多分にイデオロギー的動機で編まれたものであることを明らかにされた。編纂過程について山本氏・田中氏の見解を修正した新見氏は、

(一) 観応三年頃(一二五二) 『東宝記』草稿本(八巻本) (二) 至徳二年(一二八五) 『東宝記』中清書本(八巻本) (三) 明德五年(一三九四) 『東宝記』清書本(八巻本) の推定年次を示されている。こうして一旦成立した国宝本『東宝記』は、そののち多くの写本が生成されていく。それらはいかなる理由により書写されていったのであろうか。

『東宝記』の伝本については、新見氏が東寺所蔵本・東寺執行本・続々群書類従本の関係について述べられているものの、その目的が国宝本の編纂過程の解明であったため、諸本全体にわたる検討はなされていない⁽⁸⁾。従来専ら用いられている続々群書類従本は諸本の寄せ集めであることも問題であろう⁽⁹⁾。そこで、本稿ではまず写本を整理していくことで、『東宝記』が誰によりどのような目的をもって書写されたのかについて考えたい。以下、現在管見で確認しえた『東宝記』諸本を見通したのち、中世に生成された写本を中心に検討する。写本の分類については、書写奥書の年代順に並べている。表一に『東宝記』伝本一覧を掲載したので、やや煩瑣にはなるがあわせて参照されたい⁽¹⁰⁾。

一 『東宝記』の全写本

現存する『東宝記』写本を一覧すると、中世に流布した写本は大別して三類型あったことがしられる。書写奥書より表一の(a) (c)に区分したので以下みていきたい。

表一の(a)群は、永享十一年(一四二八)三九)にかけて東寺執行殿暁(のちに改名し栄増)によって書写されたとの奥書をもつ写本群である。国宝本を書写しており、最初の写本は京都国立博物館所蔵本の一部であり、これは代々執行職をつとめた阿刀家に伝来した⁽¹¹⁾。執行とは、別名「修理别当」とも呼ばれ、東寺の造営関係の仕事に従事する職である。この職は鎌倉末期頃より代々阿刀家で相伝されていった。執行殿暁は、執行方に集積された史料の編纂を行った人物として著名である⁽¹²⁾。そうした彼の書写・編纂事業の一環として、『東宝記』の書写も行われ、以降執行として職務を遂行するために『東宝記』の控えが利用されたことが推測される。黒川直則氏は、鎌倉末期から南北朝期にかけて、東寺執行家が修造事業のみならず寺院運営全般にわたって関わるようになることを指摘されている⁽¹³⁾。その意味においても、執行により『東宝記』が書写されたことは、この執行職の職掌の変化を考えるうえできわめて示唆的であろう。なお、以下の行論ではこの本を「執行家本」と呼ぶ。

(b)群は書写奥書から、嘉吉元年(一四四一)に、当時東寺で有力な寺院運営決定機関である廿一口方の年預であった、宝輪院覚寿の書写・校合奥書をもつ写本群である⁽¹⁴⁾。最初の写本は、覚寿自筆

の書写奥書をもつことから、静嘉堂文庫所蔵『東宝記』(四軸一冊)であることがしられる⁽¹⁵⁾。卷子題箋下に「宝輪院」との墨書がみえることから、覚寿が書写・校合したのち、彼の住寺である宝輪院に伝来したものと考えられる⁽¹⁶⁾。

(c)群は長祿四年(一四六〇)に醍醐寺報恩院隆済が書写・校合せたとの奥書をもつ写本群である。「醍醐寺文書」内に最初の写本が伝わる⁽¹⁷⁾。隆済はこのとき東寺二長者を務めていた。巻七の書写奥書に「非観智院本他借云々、但自宗果僧都観智院方伝借之、以右本課他筆書写一校了、」とみえることから、観智院伝来の『東宝記』で「書写一校」させたことがしられ、この時点において観智院伝来本が最善本であるという認識のあったことが推察される。

二 『東宝記』の抄出本

一方、『東宝記』抄出本については、表一の(i)群にあたり、中世に抄出されたことの明らかなものに、高野山大学図書館増福院文庫本と阪本龍門文庫本の二本がある。

まず、高野山大学図書館増福院文庫本は、応永九年(一四〇二)足利義満の「当寺(東寺)巡礼」に際して、ときの凡僧别当宝厳院宏寿が抄出したものを親本とする近世書写本である⁽¹⁸⁾。奥書によれば、東寺長者三寶院満済が、御成に際して注進させたものであるという。内容をみると、『東宝記』巻一・二を中心に、伽藍とそこに安置されている仏像・宝物および結縁灌頂・舍利会に関する内容を、

要約しながら抄出している。このことから、御成に際しての案内書として、『東宝記』の抄出本を作成したものと考えられる。このうちこの本は、文明十八年（一四八六）に勃発した土一揆による伽藍炎上に直面した宝菩提院教済により、東寺草創の年紀等を留めておくため書写されている。

阪本龍門文庫本『東宝記』は、当時廿一口方一臈であった宝勝院重耀が、文安四年（一四四七）とそれ以前、少なくとも二回にわたり『東宝記』を閲覧・抄出した本である。『東宝記』僧宝上下（巻七・八）をすべて抄出しており、これは東寺創建以来の寺院組織に関する叙述をもつ部分である。筆跡より重耀自筆であることがしられる。重耀自筆本であること、現在阪本龍門文庫が所蔵していることなどから、おそらくは東寺院家あるいは東寺関係の寺院に伝来していたものと思われる。書写奥書はつぎのとおりである。

時也文安第四曆林鐘上旬之候、令借用観智院書写畢、先年宗海僧正之時、一部分令借用雖及一覽、巨細之条軌（つじ）不分明之間、此中借用肝要分令拔書所用一卷也、粹心備此分相有増之處有意見天、一向雖為煩（わづら）、有書写者可然之由申仁有之間、此分令同心抄之畢、是併私非専、且者為未來、且者現在、為備龜鑑忘心身馳筆畢、

文安第四曆林鐘六日

法印権大僧都重耀

生七十四⁽¹⁹⁾

この奥書から、宗海が観智院院主を務めた応永六〇（永享元年）に、

観智院で『東宝記』が蔵されており、それを重耀が借用したこと、ついで文安四年に「肝要分」を借用し、抄出したことがうかがえる。この本はいかなる理由により抄出されたのだろうか。表二「引付ににおける『東宝記』引用・参照記事」を掲げ、引付（東寺の各寺僧組織で作成される議事録）から、『東宝記』がどのように利用されているのかについて一覽してみよう。阪本龍門文庫本が作成された前後の時期に永宣旨に関する問題が起こっていたことがしられる。阪本龍門文庫本『東宝記』で抄出している巻七・八では永宣旨に関する記述がみえ、おそらくはこれを参照し、問題に対処しようとしたことが推測できる。このように『東宝記』は、寺院運営に用いるために適宜抄出され、利用されていたのである。

さらにこれら抄出本について、利用という観点から考えてみたい。ほとんどすべての全写本が永享十一年の執行本を親本としている一方で、抄出本では、高野山大学図書館増福院文庫本の親本は応永九年に作成されたことや、阪本龍門文庫本が作成される前の応永六年（永享元年）に一旦『東宝記』が貸し出されていたこと⁽²⁰⁾から、執行家本の作成よりも前に、『東宝記』が供僧らに閲覧・利用されていたことがわかる。つまり、遅くとも応永年間には、東寺寺院運営のなかで『東宝記』が必要とされる場面が多くあり、こうした状況のなかで貸し出し、さらに必要な箇所を抄出本が作成された。このように『東宝記』の必要性が高くなっていった結果、まず執行家において全写本が作成されるに至ったのではないだろうか。そののちこ

の執行本を親本として、東寺に出仕する供僧らが、寺僧組織における評定や法会といった寺院運営の場で、先例を勘案するための控えとして、書写していったものと考えられる。

三 『東宝記』と東寺造営事業

このように『東宝記』は東寺に関する先例書として供僧らに利用され、そうした要請に応じて書写されてきた。『東宝記』のもつ東寺に関する広範な内容は、さきにもた足利義満の東寺巡礼や永宣旨の問題だけではなく、さまざまな寺院運営のために利用されていた。さて、ここではその一例を、さきに示した(b)群の奥書からみてみたい。

嘉吉元年五月五日令校合了、抑去年可有御修理當寺候由、及御沙汰之処、大工相論之子細有之、理非之趣御尋寺家之間、自往古可為両大工之旨、塔升形鑄付云々、定此記可被勸注敷之間、借用觀音(つや)之了、以其次可被書写候由、令所望勸進助筆、仍此卷仁和寺淨光院客僧令誂書了、

覚寿⁽²¹⁾

ここにみえる「大工相論」は、永享八年の五重塔修理工事時に起こった相論を指すと考えられる。大工職相論とは、唐橋大工と大宮大工の間で頻発していた職をめぐる相論であり、どちらが東寺造営を担うべきかが問題となっていた。そこで過去の造営事業の際の先例を調べ、「自往古可為両大工之旨、塔升形鑄付云々」と覚寿は言

うのである。「升形銘」とは、願行上人憲静による弘安年中の東寺修造の歴史叙述と大工名を記した「東寺大塔升形銘」を指しており、これを観智院杲宝が書写したものが、現在「東寺観智院金剛藏聖教文書」内に伝来している『東寺塔婆修造記』である。⁽²²⁾この巻末には応永二十五年の塔婆修造に関する追記が確認でき、この部分は、筆跡から観智院宗源が記したものであると考えられる。宗源が廿一口方年預を務めていた応永三十三年にも大工職相論が起っており、彼もまた、覚寿と同じように「升形銘」を参照することで大工職相論に対処しようと考えたのであろう。また、「東寺大塔升形銘」は、その年の大工職相論の際に「弘安証文」と呼ばれ、東寺修造事業における大工職に関する重要な史料として用いられていたことが示される。⁽²³⁾さらに国宝本『東宝記』のうち「升形銘」引用部分が宗源により補完されていることは、『東宝記』に求められた役割を考えるとうえで興味深い。また、この「升形銘」が、大工職相論についての評定の際にも参照を求められていることや、⁽²⁴⁾東寺供僧は『東宝記』を利用して幕府と交渉していることがわかる。⁽²⁵⁾すなわち、『東宝記』には、大工職相論を含め東寺修造事業に関する参考資料としての役割が求められていたのである。以上の通り、十五世紀前半を中心とした断続的に続く大工職相論解決をはじめとした円滑な修造事業遂行のため、供僧は『東宝記』を書写し参照していたと思われる。

以上、現存する『東宝記』写本を整理し、その特徴をまとめるとつぎのとおりである。全写本は、国宝本が成立した約半世紀後に、

まず東寺執行巖暁によって作成される。以後書写された写本のほとんどが、この執行家本を親本としている。中世における写本の書写年代は、十五世紀前期に書写活動が集中しており、永享十一年の執行巖暁書写本、嘉吉元年の宝輪院覚寿校合本、そして長祿四年の報恩院隆済の指示による書写・校合本に大別できる。

抄出本は、国宝本成立後約七年後、足利義満の東寺巡礼のため作成された一本と、文安年間に寺院運営に際して作成された一本の存在が知られる。

国宝本が成立したのち『東宝記』は、遅くとも応永年間頃の寺院運営のなかで、先例を調べるための書物として貸し出しや抄出が行われていた。そうした需要の高まりに応じて全写本が作成されるにいたる。まずは執行家において、さらには東寺院家や東寺に關係する寺院で書写・相伝され、寺院運営に用いられていた。東寺の伽藍維持等につとめてきた執行家において全写本を作成し、相伝、利用していったことは、その職務と無関係ではないだろう。黒川直則氏によれば、東寺執行は、平安時代以来東寺の伽藍や文書の管理を司るのみならず、寺院運営全般に関与していたという。そうしたことから、『東宝記』の全写本を作成し所持しておく必要があったものと思われる。さらに、応永・永享期にいたって、供僧らの主導による安定的な寺院運営が行われるようになると、潤滑な運営のために先例を勸案すべく『東宝記』を備え持つ必要が生じたのである。このようにして『東宝記』は写本が作成されていったのである。

南北朝期の動乱を経て、安定した寺院運営が展開した室町期東寺において、最大の懸案は荒廢した伽藍の修造であった。さきに掲げた静嘉堂文庫所蔵『東宝記』（四軸一冊）の卷三には、それを物語る奥書が残されている。当時、修造事業が進行するなかで大工職相論が頻発しており、その解決に向けて、過去の修造事業の先例を勸案するために『東宝記』が参照され、書写されたことが知られる。

このように、室町期において『東宝記』は、東寺修造事業をはじめとした寺院運営に際して参照される先例書としての役割を果たしていたといえよう。そのため、東寺の執行家や院家、關係寺家において書写本が作成、保管されることとなったのである。

また、史料の利用と保存という観点からみれば、国宝本は原則保管、執行家本を書写の親本としている。東寺文書・東寺百合文書が永享十二年から、経藏と西院にわけて保管され、より重要な文書は西院に入り、正文を御影堂、案文を手文箱で保管・利用していたという重書の正文と案文作成のうごきをふまえるならば、『東宝記』における国宝本の原則保管と写本作成の年代がほぼ重なることから、『東宝記』は、寺家の重書と同様の保管システム下にあったことがうかがえる。このことから『東宝記』が東寺寺僧のなかで重書同様の、あるいはそれに近い位置づけがなされていると考えられないだろうか。

このように東寺の執行家や院家、關係寺院で書写された『東宝記』は、室町期寺院経営にあたり、どのように利用されていたのである。

ろうか。さらに、十五世紀前半に書写されて以降『東宝記』はどのようななかたちで相伝されていったのであろうか。これらについて、次章で考えていきたい。

第二章 東寺の寺院運営にみる『東宝記』の利用

鎌倉期前～中期衰退していた東寺だが、後宇多院の東寺興隆策により鎌倉末期に寺威を高揚させ、寺僧らが自律的活動をみせるようになる。こうした機運のなかで、供僧らは評定をひらき寺院運営を進めた。その際過去の事例を勘案して、あるべき方針を決定していった。それが法式である。引付の記事のなから、法式を制定したり参照している様子がうかがえる。

延応二年（一二四〇）、行遍への宣陽門院の厚い帰依により東寺が再興し、常住僧を獲得したことで、法式・規式の制定がはじまる。網野氏は、南北朝期までに根本法式が評定制度の発展過程のなかで成立したことを明らかにした。⁽²⁶⁾これを引き継ぐかたちで、富田氏は室町期における法式の体系を示した。⁽²⁷⁾それが、以下（i）～（iii）である。まず、（i）鎌倉後期～永享十年頃には、文書・引付の引用をして法式としていた。（ii）永享十年～康正三年（一四五七）には、法規を控えておく法式双紙を整え、これに評定メンバーが請判を加えて承認するという形式をとっている。一方で、それまでに蓄積されていた引付を編纂して執務手引書とする引付台帳も整えら

れていく。これらは引付で「旧記」として引用されている。また同時に、文書の整備事業も行われた。さらに（iii）応仁・文明の乱（一四六七～七七）以降には、より蓄積された法式・法規集の体系的編纂が行われ、同時に重書の書写編纂事業も平行して行われている。これら東寺における史料編纂事業について富田正弘氏は、奉行の職務の必要から推進されたものと評価されている。

そもそも、『東宝記』には常住僧の獲得や法会再興等、南北朝期から東寺寺僧が目指したあるべき姿が記されている。よって（i）の時期の法式には、『東宝記』に掲げられた理念が反映し、明文化されているのである。このような性質をもつ『東宝記』が法式の成立と関わっていたことは想像に難くないが、室町期寺院運営と『東宝記』の関わりについては未だ明らかにされていない。ここで、寺院運営において『東宝記』がどのように利用されていたのかについて考察することにより、寺院史料のなかでの寺誌『東宝記』の位置づけについて考えてみたい。

一 引付にみえる『東宝記』

東寺ではさまざまな法会が営まれ、それらの執行における実質的な取り決めや法会執行用途となる東寺領荘園の運営等のために寺僧組織が成立し、それぞれにおいて評定とよばれる会議が行われていた。法会や評定に参任したのは、東寺院家や、仁和寺や大覚寺、醍醐寺といった東寺に関係する寺院の僧侶であった。

そうした評定の場においては、さまざまな案件が議事にのぼり、話し合われた内容は、引付に書き留められる。この引付をみてみると、『東宝記』は大別して四つの案件に際して、先例として引用されている(表二)。すなわち、法会に関する法会関係、仏像・宝物、寺院組織、そして伽藍修造に関することである。たとえば法会関係では、供養法を各堂宇で行うことについて、「旧記」を典拠と記して『東宝記』巻六「諸堂法会条々」のうち「塔婆」の項を参照していることがうかがえる。また仏像・宝物では、宝蔵に盗人が乱入した事件に関連して、「法会之具」の一覧と、これまで盗人が入った際の記事を、『東宝記』巻二「相承道具事」より引用している。

供僧らの評定の場で、『東宝記』が引用・参照される議事内容は多岐にわたることがわかる。『東宝記』写本は、このような評定の多様な案件に備えて、東寺に出仕する僧侶の寺家や院家で作成・相伝されていったものと考えられる。また、引付で史料を引用するときは、史料名を明示することがほとんどなく、地の文あるいは「旧記云」として引用していることから、『東宝記』を引用・参照することが日常的行为であり、引付台帳同様、執務手引書として扱われていたことがうかがえよう。

ところで、第一章で指摘したように十五世紀前半に盛んな書写作業が見取れる一方、後半は『東宝記』の書写が行われていた形跡がうかがえない。²⁹⁾ではこの時期に『東宝記』はどのように利用されていたのかという点について考えていきたい。

二 「法規集」にみえる『東宝記』のテキスト相承

十五世紀後半に生きた宝輪院宗承は、法式集の編纂・重書類の書写に大いに寄与したことが富田氏や黒川氏の研究によってよく知られている。³⁰⁾宗承は、東寺に関する人物の忌日をまとめた「東寺法会集草案」や「東寺造営方文書符案」「見聞雜記」など、東寺に関する史料の整理・編纂や著述活動を行った。宗承の編纂物はどれも東寺にとって重要なものばかりであるが、このなかでも膨大に集積された引付の要所を抄出した「廿一口方引付条目大概目安」³¹⁾は、その莫大な労力に目を見張るばかりである。この「廿一口方引付条目大概目安」は四つの項目からなる。(一)奉行得分や引付員数、寺務方の職務等引付の概要、(二)応永・応仁までの廿一口方評定引付抜粹、(三)東寺執行職相伝繼図、(四)九条一坊寺家知行事である。現存する本文書はその奥書から、明応九年(一五〇〇)宗承筆を、寛保二年(一七四二)承照が書写、宝暦七年(一七五七)に別の僧が校合したものであることが知られる。

このうち本稿では(四)九条一坊寺家知行事に注目したい。その冒頭を掲げよう。

一、九条一坊

東照大宮 西照朱雀
南照九條 北照八條

合十六町者、一円不輪寺家知行事、

東寶記第一云、貞觀寺御記云、夫帝都ノ抔角九條一坊有大伽藍号東寺為鎮護国家可興密教靈場也、弘仁十四年正月十

九日和尚忝賜東寺為密教道場等云々

巴上東、
室記題。

「九条一坊」には、東寺修造料所である東西九条が含まれており、

同所は近年まで青蓮院とその領有権を激しく争ってきた地であった。⁽³²⁾したがって、「九条一坊寺家知行事」の記述は、東寺が東西九条を領有することの正統性を示すために叙述されたものと考えられる。

注目すべきは、引用史料の下線部にみえたとおり『東宝記』の一節を引用していることである。『東宝記』は、引付を編纂した新たな「法規集」の末尾において、一編纂材料として引用されることで、そのテキストが相承されていたのである。すなわち引付同様、先例書としての役割を担うに至ったと考えられる。しかも単なる寺院運営の日常的な先例ではなく、当該期の東寺にとって重要な料所であった東西九条の領有を証明する、重書としての役割をも担っていたものと思われ、『東宝記』はここに支証としての機能も求められていたのである。

室町期に至って拡充した寺僧組織のもと、東寺の寺院運営は安定期を迎える。東寺の評定においては、法会やそれを支える荘園運営のために、多彩な内容が議事にのぼり、供僧らはこれらの案件を迅速かつ正確にさばっていく必要があった。こうしたなかで、『東宝記』は東寺に関する広範な内容を有することから、寺院運営に用いられていたことが、引付よりうかがえた。こうした寺院運営に関する先例を参照するために『東宝記』は執行家や供僧らの住する寺家・院家で全写本を控えておく必要が生じたものと考えられる。そうした需要に応じて、永享十年より全写本の作成がはじまった。同時期は東寺文書や東寺百合文書の案文が作成される時期であり、控

えの作成という、東寺における文書管理と同じ動きをしていることに注目したい。このことから『東宝記』は聖教史料でありながらも、保管と利用という観点において重書として捉えられていたといえよう。

永享・長祿期にまとまった『東宝記』の書写活動がみられたのち、写本作成の動きはみえなくなり、明応期に『東宝記』は「法規集」のなかでみいだされる。このことは「法規集」での引用というかたちでテキストが相承され、利用されていたことを示している。重書・引付と同じように、寺誌もまた、「法式集」のなかの編纂材料となっていたのである。ここに『東宝記』は領有の正統性を訴える支証（公驗）として立ち現れるのである。

おわりに

以上、南北朝期に成立した東寺の寺誌である『東宝記』について、成立後の利用とテキストの継承のありかたを寺院運営の観点から考えてきた。『東宝記』の利用と書承活動の関係について、流れを確認しておきたい。

鎌倉末期の不穏な宗教状況の中で寺威を高揚させた東寺は、東寺「最頂」の論理を展開すべく初の総合的寺誌『東宝記』の編纂を企図し、南北朝期に一旦成立をみたのち、室町初期にかけて綿密な再編纂が行われる。南北朝期に寺僧組織が拡充され、室町期にいたつ

て供僧らにより安定した寺院運営が行われるようになる。『東宝記』は伽藍の造営事業をはじめとする寺院運営の先例書として、供僧らに重用されるようになる。永享年間に、寺院全般に関する職務を担うようになってきた東寺執行家においてはじめて『東宝記』全写本が作成されると、たてつづけに東寺に参任する僧の住する東寺院家や関係寺院においても作成されていった。こうした十五世紀前半における『東宝記』の写本作成のうごきは、東寺文書・東寺百合文書の重書の案文作成のうごきと軌を一にしており、寺誌『東宝記』もまた重書と同じ文書管理システム下にあったことがうかがえる。

さらに十五世紀後半になると『東宝記』写本作成のうごきはあまりみられなくなり、当該期に行われていた東寺関係史料の編纂活動のなかで、重書や引付と同様に用いられている。ここにおいて『東宝記』は東寺料所に関する公験として機能しており、引用によるテクストの継承という、ここでもまた重書や引付などの東寺関係文書と同様の管理システム下にあったといえよう。すなわち寺誌『東宝記』は、聖教史料でありながらも成立後における寺院運営のなかでの利用に際しては、重書・引付と同様の管理システム下であり、そうしたなかで書承活動が展開し、利用されていたのではないだろうか。

おわりに今後の課題を述べてむすびとしたい。本稿では、『東宝記』写本が作成され、伝来していった東寺執行家や院家について、

言及することができなかった。東寺執行家は南北朝期から室町期にかけて、そのありかたに変化があったという。『東宝記』執行家本を作成した巖暁は膨大な書写・編纂活動に取り組んでおり、執行家の職務と何らかの関係があると思われるが、この点については今後の課題としたい。また院家については、今回調査した『東宝記』写本の奥書等からうかがえる情報があるにもかかわらず検討が及ばなかった。東寺においては、これまで寺家に伝来する文書や一部院家の聖教によって研究が進められてきたが、こうした院家伝来の文書や聖教についても今後考えていくことで、寺院史料総体を捉えたい。

付記一

本稿は、『東宝記』の諸本生成とその意義について」（第四二回 日本古文学会大会、於足利市商工会議所、二〇〇九年九月二七日）および「室町期東寺と『東宝記』諸本の生成について」（二〇〇九年度 早稲田大学史学会大会日本史部会、於早稲田大学、二〇〇九年一〇月一〇日）の二報告をもとに成稿した。報告の席上においてご指導ご教示いただきました方々にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

付記二

今回『東宝記』伝本調査にあたり、貴重な資料の調査および奥書の翻刻紹介に際し、ご厚意をたまわりました大谷大学、京都国立博物館、京都大学附属図書館、京都府立総合資料館、宮内庁書陵部、高野山大学図書館、金刀比羅宮図書館、石川武美記念図書館成實堂文庫、阪本龍門文庫、静嘉堂文庫、善通寺、

筑波大学附属図書館、東京国立博物館、内閣文庫、西尾市岩瀬文庫、日本大学、長谷寺、彦根城博物館琴堂文庫、前田育徳会尊経閣文庫、龍谷大学（敬称略、五十音順）に、深く感謝申し上げます。

注

- (1) 稲葉伸道「中世東大寺における記録と歴史の編纂―『東大寺統要録』について―」（『統合テキスト科学研究』一―二、二〇〇三年）。
- (2) 山本信吉「東寶記概説」（東寶記刊行会編『国宝東寶記原本影印』下巻、東京美術、一九八二年）、田中省造「東寶記」の編纂過程」（『藝林』三一―三二、一九八二年）。
- (3) 網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』（東京大学出版会、一九七八年）、上島有「東寺・東寺文書の研究」（思文閣出版、一九九八年）、橋本初子「中世東寺と弘法大師信仰」（思文閣出版、一九九〇年）。
- (4) 新見康子「東寺宝物の成立過程の研究」（思文閣出版、二〇〇八年）。
- (5) 上川通夫「文書様式の聖教について―杲宝筆範俊解写―」（同『日本中世仏教史料論』吉川弘文館、二〇〇八年（初出一九九九年）、永村眞「中世寺院史料論」（吉川弘文館、二〇〇〇年）、五味文彦「中世社会史料論」（校倉書房、二〇〇六年）。
- (6) 黒川直則「中世東寺における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、一九九六年）。
- (7) 真木隆行「鎌倉末期における東寺最頂の論理―『東寶記』成立の原風景―」（東寺文書研究会編『東寺文書みる中世社会』、東京堂出版、一九九九年）。
- (8) 新見康子「東寺宝蔵の文書と『東寶記』」（前掲注(4)新見氏著書所収）。
- (9) 『東寶記』（『続々群書類従』第十二輯）。
- (10) 『東寶記』の写本については、表一より数多く伝来していることが知られるが、本稿では中世における寺誌『東寶記』のありかたについて考察を進

めるため、近世以降の書写活動と写本の関係については今後考えていく、こととしたい。この点については、近世における僧侶の修学活動とかわつてくるものと考えられる。

- (11) 京都国立博物館所蔵「阿刀家伝世資料」のうち、『東寶記』巻一・五〜八が厳暎自筆奥書をもつ。同巻二〜四は江戸中期の執行厳恭の補写（東寺宝物館編『東寺と「東寶記」東寺（教王護国寺）宝物館、二〇〇六年）。
- (12) たとえば厳暎は、東寺執行が代々記した『東寺執行日記』を事項別に編集し、『東寺私用集』を作成している。
- (13) 黒川直則「東寺執行職の相伝と相論」（高橋敏子研究代表「東寺における寺院統轄組織に関する史料の収集とその総合的研究」科学研究費補助金基盤研究（B）（2）研究成果報告書、二〇〇五年）。
- (14) 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造 付 寺僧一覽・諸職補任・索引」（『資料館紀要』八、一九八〇年）。以降供僧の経歴について、特に断らない場合はこれに拠っている。
- (15) 静嘉堂文庫所蔵、四軸一冊。『東寶記』巻二、三、五、六が卷子装で、覚寿自筆奥書をもつ。
- (16) なお、この（b）郡の巻八奥書には、嘉吉の乱に関する記述が見える。これについては、聖教奥書に社会状況がみえる事例として、池田寿氏が「醍醐寺文書」第一二五函一号一〜三を用い紹介している（『醍醐寺の文化財』〈永村眞編『醍醐寺の歴史と文化財』勉誠出版、二〇一一年〉）。
- (17) 「醍醐寺文書」第二二五函二号一〜六。『東寶記』巻二、三、五〜八が伝来する。
- (18) 高野山大学図書館増福院文庫本『東寶記抜書』は、享保十六年（一七三三）の書写本である。詳細は拙稿「高野山大学図書館蔵増福院文庫『東寶記抜書』について」（『巡礼記研究』八、二〇一一年）を参照。
- (19) 川瀬一馬編『龍門文庫善本書目』其の二 古寫本の部（阪本龍門文庫、一九七九年）。
- (20) この観智院蔵『東寶記』が現在の国宝本『東寶記』にあたるのか、ある

いはすでに書写された『東宝記』が観智院に伝来しておりそれを指すのかについては、今後の課題である。なお(c)群の最初の写本である『東宝記』巻七(「翻闡寺文書」第二五函五)の書写奥書にみえる観智院伝来本についても同様である。

- (21) 静嘉堂文庫所蔵『東宝記』(四軸一冊)のうち巻三奥書。
- (22) 「升形銘」と大工職相論については拙稿「東寺観智院金剛蔵『東寺塔婆修造記』について」(『日本史攷究』三四、二〇一〇年)に詳述した。
- (23) 『満濟准后日記』応永三年(一四二六)六月三日条。
- (24) 「東寺廿一口方評定引付」康正元年(一四五五)一〇月二九日条(「東寺百合文書」ち函一六)。
- (25) 「東寺廿一口方評定引付」延徳二年(一四九〇)一〇月六・一五日条(「東寺百合文書」く函二七)。
- (26) 前掲注(3)網野論文参照。
- (27) 富田正弘「中世東寺における法の制定と編纂―法式と引付の整備―」(『資料館紀要』一六、一九八八年)。
- (28) 「東寺廿一口方評定引付」文明四年(一四七二)二月一日条(「東寺百合文書」く函二六)。
- (29) さきに触れた高野山大学図書館増福院文庫本『東宝記』の奥書から、応永九年に作成された抄出本は文明十八年に書写されたことがしられるが、これは土一揆勃発による伽藍炎上という有事の対応である。このときの状況については西尾知己「室町期京都の騒乱と東寺の文書管理」(『民衆史研究』七四、二〇〇七年)等に詳しい。
- (30) 前掲注(27)富田論文、黒川直則「宝輪院宗承の事績―文書の保存管理や編纂との関係を中心に―」(第三期第六回東寺文書研究会報告、於東京大学史料編纂所、二〇〇二年二月二日)。
- (31) 「東寺文書」追加之部一四。
- (32) 西谷正浩「東寺領山城国東西九条の伝領について」(『福岡大学人文論叢』三二(一)、二〇〇〇年)。室町後期東寺において、東西九条が東寺造管料

所として重要視された背景については別稿で詳細に述べる予定である。

表1 『東宝記』 伝本一覧 (稿)

区分	諸本 番号	現所蔵先	状態	全・ 部分	本奥書・書写奥書の年代	奥書	備考	国書 総 目録
—	1	東寺	6巻本	全	観応3年(1352)頃	(第八) 右、仁和寺宮御一部六巻草之、〔別筆〕軸分爲八巻]再治以後可備上覧者也、/□□□〔観応参〕年(壬辰)五月廿三日権少僧都泉宝(記之)、	『国宝東宝記原本影印』下(注2参照)。	—
—	2	東寺	国宝本、八巻本	全	観応3年(1352)頃			○
(a)	3	京都国立博物館	阿刀家本 8冊	全	永享10~11年(1438~9) 嚴暁(栄増)	(卷一) 永享十年七月二日書写之、写書之観智院本借用尤秘藏了、東寺執行嚴暁改名栄増 (卷二) 永享十年八月朔日書写了、東寺執行嚴暁之、/改名栄増 (卷三) 永享十年八月朔日書写了、東寺執行嚴暁之、/改名栄増(ママ) (卷五) 永享十一月潤(ママ)正月十一日書写了、東寺執行嚴暁改名栄増 (卷六) 永享十一年二月廿九日書写畢、/東寺執行 権律師嚴暁(歳卅二)/改名栄増 (卷七) 永享十一年八月五日書写畢、東寺執行 嚴暁之、/改名栄増 (卷八) 永享十一年六月十一日書写了、権律師嚴暁(歳卅二)/改名栄増	卷二~四は異筆→(卷三1才) 執行栄増自筆之本全部八巻之内、三巻紛失故嚴恭足之、/権律師嚴恭、卷二~四は江戸中期の執行嚴恭の補写	×
	4	内閣文庫	旧教務省蔵本、8冊	全	永享10~11年(1438~9) 嚴暁(栄増)			○
	5	日本大学	黒川直道旧氏蔵本 8冊	全	永享10~11年(1438~9) 嚴暁(栄増)		(卷一見返)(東京) 大学史料編纂掛借用の東寺所蔵の草本は卷子本にて八巻内三巻は欠本なり、其の他といへともとりあつめて全巻となるものなりといふ、帝室博物館所蔵本は旧正親町家本也、此の書善本にして校合すべき本なり、	○
	6	宮内庁書陵部	壬生本、卷七欠、7冊	部分	永享11年(1439)写			○
	7	内閣文庫	旧内務省蔵本、卷八欠、7冊	部分	永享10~11年(1438~9) 嚴暁(栄増)			○
(b)	9	静嘉堂文庫	欠本、4軸1冊	部分	永享11年(1439) 嚴暁(栄増)→嘉吉元年(1441) 覚寿	(卷一) 永享十一年六月廿九日寫書之畢、執行本借渡馬之也 (卷三) 嘉吉元年五月五日令校合了、抑去年可有御修理當寺候由、及御沙汰之処、大工相論之子細有之、理非之趣御尋專家之間、自往古可為兩大工之旨、塔升形鑄付云々、定此記可被勘注歟之間、借用觀音之了、以其次可被書写候由、令所望勸進助筆、仍此卷仁和寺淨光院客僧令誦書了、覺寿(卷五) 嘉吉元年六月十四日令交了、此卷醍醐地蔵院殿播磨上座令誦書写了、覺寿 (卷六) 嘉吉元年六月八日首尾三ヶ日令交合了、以観智院之本誦妙笑上人企書写記、覺寿	一冊=卷一、四軸=卷二・三・五・六。冊子1才右下に「堯秀之」。卷子題箋下に「宝輪院」と直墨書。	○
	10	醍醐寺	3冊	全	観応3年(1352)→嘉吉元年(1441) 覚寿	(卷八) 嘉吉元年(辛酉) 壬九月五日令一交訖、去六月廿四日於赤松之亭被討左大臣義教了、而間赤松一家落播磨国訖、被討向了、去九月拾日赤松性具入道被討播州、破辛酉悪事言語道断次第也、六角依山門之訴訟没落訖、三川国・若狭国土一揆追出守護代訖、山城国土一揆遣德政、破借銭并土藏了、法印覚寿	醍醐寺聖教125函1号1~3上巻=卷一・二、中巻=卷三・四・五、下巻=卷六・七・八(総本山醍醐寺編『醍醐寺文書聖教目録』6(勉誠出版、2003年))	×
	11	西尾市岩瀬文庫	柳原家旧蔵本、4冊、写	全	観応3年(1352)→嘉吉元年(1441)→正保3年(1645) 亮春	(第八) 正保三年新正十四日校合了、 亮春/右、全部令閲之序、加来砂訖、 兼澄	一冊=卷一・二、二冊=卷三(後欠)・四、三冊=卷五・六、四冊=卷七・八	○

b)	12	高野山三 宝院 (高 野山大学 図書館寄 託)	8 冊	全	<p>観応元年 (1352) 果宝→ 嘉吉元年 (1441) 覚寿→ 享保9年 (1724) 維密→ 文□11年大俊写</p>	<p>(卷一) 東宝記第一 (卷二) 東宝記第二 (卷三) 東宝記第三/享保九年甲辰冬十月十九夜三更□以 洛東栗田口歎喜院藏本写書加調点□本粗略而文句難通書写 刻雖訂正尚未全耳金剛峯寺沙門維密於所居釈迦文院馳筆記 (卷四) 東宝記第四/享保九年甲辰冬十月廿二日曾以洛歎 喜藏本於南山釈迦文院書之元本粗落稍繁雖加參訂未全□後 昆補□之耳、金剛峯寺沙門維密 (卷五) 享保九年甲辰冬十月廿五日以洛東歎喜院藏本写之 訖、釈迦文院維密 (卷六) 東宝記第六/享保九年甲辰十月廿八日以洛東歎喜 院藏本金剛峯寺沙門維密馳毫於釈迦文院室訖、 (卷七) 享保九年甲辰冬十月晦日書写功訖、金剛峯寺釈迦 文院維密馳筆 (卷八) 右東宝記一部八卷以洛東栗田口天王社歎喜院藏本 写之、兼注調点元本廉□落而不通文白□且写校也、享保九 年冬十一月三日沙門維識 (卷八26才貼紙) 右、東宝記全部八卷乞借金蓮院藏本令弟 子大俊騰写之、于時文□十一戊子正月廿一日</p>		○
	13	静嘉堂文 庫	3 冊	全	<p>観応3年 (1352) →嘉吉 元年 (1441) 覚寿→延享 2年 (1745) 賢賀修補</p>	<p>(卷八) 右、全部八卷者、吾宗要用之記也、遂修補取大經 藏箱了、/延享乙丑歲初夏旦僧正賢賀 (俗名六十二裁 (ママ))</p>	<p>上卷=卷一・二、中卷=卷 三・四・五、下卷=六・七・ 八</p>	○
	14	(藤田経世 藏本)	全3冊、 写	不明	<p>観応3年 (1352) →嘉吉 元年 (1441) 覚寿</p>		<p>(卷八) には国宝本奥書お よび「嘉吉元年 (辛酉) 九 月五日令一交記・・・覚 寿法印」とある。卷1・2・3 のみの部分掲載。底本は私 蔵の江戸の写本全三冊。 (藤田経世編「東寶記抄」 〔『校刊美術史料』寺院篇中 巻、中央公論美術出版、 1975年〕)</p>	—
	15	筑波大学 附属図書 館	8 冊	全	<p>観応3年 (1352) 果宝→ 嘉吉元年 (1441) 覚寿→ 延享2年 (1745) 賢賀修 補→明治34年 (1901) 田 島志一写</p>	<p>(卷一) 東宝記八冊之内勸修寺御経藏 (勝政書之/後改就 精) /此一巻明治卅四年八月廿七日於長崎平戸町旅舎池田 屋/田島志一写畢、 (卷二) 東宝記八卷之内、 (卷三) 東宝記八冊之内、 (卷四) 東宝記八卷之内、 (卷五) 東宝記八冊之内、 (卷六) 右一冊者、花山院前左□公御筆也、 (卷七) 東宝記八冊之内、 (卷八) 東宝記以全八冊以花山院前左太臣定好公御本書写 之、于時長吏寛俊御命也、/東宝記八冊之内、/右、全部 八巻果宝之著述吾門徒之至要之記也、遂修補取大經藏了、 /延享第二歳次乙丑 (1745) 四月朔旦 浄土院僧正賢賀 (生齡/六十二裁 (ママ))</p>		○
	16	彦根城博 物館琴堂 文庫	2 冊、写	部分	<p>嘉吉元年 (1441) 覚寿写</p>		<p>12-6-537。一冊=卷三 (後 欠)、二冊=卷五、表紙に 「金剛珠院」とあり。</p>	×
c)	17	醍醐寺	8 冊	部分	<p>永享11年 (1439) 巖暁 (宗増) →長祿4年 (1460) 隆濟 (右筆松尾前社務久 貫)</p>	<p>(卷一) 『長祿四年 (庚辰) 二月廿七日、一校畢、隆濟之、』 (卷三) 『長祿四年 (庚辰) 三月六日一校了、隆濟也、』 (卷五) 『東宝記第五 此巻長祿四九日一日 (時正月初日) 点 校一反了、重尚可令校合者也、首尾九ヶ卷之内而已、權僧 正 (于時二長者) 隆濟之、』/但僧宝卷 (為二ヶ卷) 仍首 尾伝写之本八ヶ卷候也、 (卷六) 此巻一校已下、于時長祿四年九月二日、右筆松尾 前社務久貫 (于時三位) /權僧正隆濟也、 (卷七) 永享十一年八月五日書写了、巖暁之、/以右本課 他筆書写一校了、(非観智院本他借云々、但自宗果僧都観 智院方伝借之、) /長祿四年九月十一日權僧正 (卷八) 永享十一年六月十一日書写了、權律師巖暁 (歳卅 二) /長祿四年九月十二日一校了、 權僧正隆濟之、</p>	<p>醍醐寺聖教125函2号1~6 (『醍醐寺文書聖教目録』6)</p>	×
	18	静嘉堂文 庫	8 冊	全	<p>永享11年 (1439) 巖暁 (宗増) →長祿4年 (1460) 隆濟 (右筆松尾前社務久 貫)</p>	<p>(卷二) 一校了、</p>		○

(c)	19	宮内庁書陵部	桂宮本2冊	全	永享11年(1439) 巖曉(栄増)→長祿4年(1460) 隆濟(右筆松尾前社務久貫)→寛文12年(1672) 重相右幕下	(卷五) 右、右(ママ) 東宝記八冊以正親町前重相之本令書写校合了、寛文壬子南詔中句/重相右幕下(花押) (卷六) 右、東宝記八冊以正親町前重相之本令書写校合畢、 /寛文壬子南詔中句重相幕下判 (卷七) 非親智院本他借云々、但自宗果僧都親智院方伝借之、以右本課他筆書写一校了、/長祿四年九月十一日権僧正阿闍梨之本 (卷八) 右、東宝記八冊以正親町前重相之本令書写校合了、 /寛文壬子南詔中句重相右幕下(花押)		○
	20	東京国立博物館	正親町家旧蔵本、8冊	全	永享11年(1439) 巖曉(栄増)→長祿4年(1460) 隆濟(右筆松尾前社務久貫)→寛文12年(1672) 重相右幕下→明和2年(1765) 頼言写	(卷八) 永享十一年六月十一日書写了、権律師巖曉(歳卅二) /右、東寶記以正親町前重相之本令書写校合了、/寛文(壬子) 南詔中句/重相右幕下(花押) / (異筆) 明和二年春以野本書写訖、/頼言		○
(d)	21	東寺	—	—	永享10~11年(1438~9) 巖曉(栄増)→寛文元年(1661) 真源	(卷七) 此東宝記全八帖、先年申雖令書写、文字等誤巨多、以暇隙、可令清書者也、/寛文元年三月 日法印真源	『東寺と「東宝記」』(注11参照)。未見。	○
(e)	22	龍谷大学	8冊	全	永享10~11年(1438~9) 巖曉(栄増)→寛文2~3年(1662~3) 寛濟→享保4年(1719) 曇寂校合	(卷一) 寛文二(壬寅) 八七以書写之本一交了、/享保四年歲次己夏七月九日以仁和寺真乘院蔵本書写了、沙門曇寂 / 『以同本一校了。』 (卷二) 寛文二年九月七日以書写之本一反交合了、/享保四年歲次己夏七月十三日以真乘院蔵本書写之了、[「一校了。』住五智山沙門曇寂 (卷三) 寛文二年九月廿四日以書写之本一交了、/享保四年己夏歲次七月廿五日写之了、沙門曇寂 [「一校了。』(卷五) 寛文二年十月十一日一邇交合了、/享保四年己亥之歲八月九日写之了、[「一校了。』沙門惠旭曇 (卷六) 本云、永享十一年二月廿九日書写畢、/寛文二年十一月廿三日□□客令校合之令法文久住志空/享保四年歲次己亥秋九月 日以他筆写之了、/同九月初三日自一校了、沙門曇寂 (卷七) 寛文三年二月九日一交了、天晴日曜鬼宿今日醍醐座主三寶院門跡御入且大阿報恩院法印前大僧正寛濟(于時一長者) /享保四年己亥秋九月以他手写之了、同月初六日自一交了、沙門曇寂 (卷八) 寛文三年二月十一日校合之、右一部八卷以書写之、本部予遂勘交了、以別本重可達亦交者也、今晚地動去夏己来于今不止也、/右、仁和寺真乘院蔵本写之、四冊自書四冊他筆写之、共一交了、/享保四年歲次己亥秋九月初五日沙門曇寂	表紙・帙の署名 良雄/鉄内側に享保3年(1718)の墨書あり。	○
	23	前田育徳会尊經閣文庫	8冊	全	永享10~11年(1438~9) 巖曉(栄増)→寛文2~3年(1662~3) 寛濟→享保4年(1719) 曇寂校合			○
	24	大谷大学	8冊	全	寛文2年(1662) 寛濟→享保4年(1719) 曇寂→延享4年(1747) 密弁校合	(卷一) 昔延享三年星丙寅孟冬之□以五智山之蔵本写功之□時一校了、/□末葉高山僧侶沙門密弁 (卷二) 昔延享三年星次丙寅仲冬之候曇寂□之本写功之一校了、/高山末葉僧侶沙門密弁 (卷三) 延享三年星次丙寅季冬之候以五智山之蔵本写功了、[「一校了。』/沙門密弁 (卷四) 延享四年丁卯正月廿二日書写了、[「一校了。』沙門密弁 (卷五) 昔延享四辨年星□丁卯如月中旬字功畢 [「一校了。』/沙門密弁 (卷六) 延享四年丁卯三月十一日以五智山本写功了、沙門密弁 / 同十二日一校了、 (卷七) 昔延享第四星次丁卯五月上旬写得之、即時一校了、沙門密弁 (卷八) 右一部八卷以五智山本写得之、真茶草足他午之異歟、必本写功乎、昔延享四年歲次丁卯季暮之候、一校了、沙門□密辨		○
25	宮内庁書陵部	和学講談所本、8冊	全	寛文2~3年(1662~3) 寛濟→享保4年(1719) 曇寂写→延享4年(1747) 密弁校合			○	

(f)	26	前田育徳会尊經閣文庫	8冊	全	永享10~11年(1438~9) 巖曉(栄増)→寛文11~12年(1671~2) 栄侖→寛文13年(1673) 朱筆で校合	(卷一) 一交正訖、 (卷二) 寛文十一年亥九月十五日逃膳写功了、栄侖「寛文十三廿四八朱了、(一校了、)」 (卷四) 寛文十二(壬子)三月廿二日膳写訖佛子栄侖/一交正了、 (卷六) 一交正了、 (卷七) 寛文十二年壬子歳次五月十九日逃膳写功訖、閣筆□背軒下、佛子栄侖/一交正訖、 (卷八) 寛文十二(壬子)年五月念二日於吉祥園院背軒下逃写功訖、全部八卷不借他筆書写了、		○
	27	一善通寺	8冊、写	全	永享10年(1438) 巖曉(栄増)→寛文11年(1671) 栄侖→宝暦9年(1759) 前後に誕生院光國書写、備州西阿知遍照院法印法恵が校閱	(卷一) 宝暦八戊寅冬請借東寺藏本使書写之、校閱畢、誕生院大僧都光國於皇都咨會議、 (卷二) 宝暦九年二月寓于 皇都使書写之 大僧都光國同年三月任權僧正『宝暦九卯年三月十四日蒙權僧正也、一校了、讚州普通寺学秘密教 金剛仏子 基弁 生年四十二』 (卷三) 宝暦九年己卯三月以東寺金勝院本令写之、誕生院權僧正光國 于時備州西阿知遍照院法印法恵寓于 皇都憑而使校讐之、 (卷四) 宝暦九年(己卯)三月以東寺金勝院本令写之、誕生院權僧正光國 法印法恵校合、 (卷五) 宝暦九年三月以東寺金勝院本令写之、 權僧正光國 識 法印法恵校合、 (卷六) 宝暦九年二月於 皇都使書写之憲法印法恵校讐云畢、 大僧都光國 (卷七) 宝暦九年己卯春於 皇都請借東寺藏書使膳写之校閱畢、 權僧正光國 (卷八) 宝暦九己卯念二月寓 皇都之日令書写之校閱畢、 普通寺誕生院權僧正光國		×
(g)	28	金刀比羅宮図書館	8冊	全	永享10~11年巖曉(栄増)→貞享3年(1686) 堯弁→元禄12年(1699) 慶雲写	(卷一) 貞享三(丙寅)年十二月十五日書写了、權大僧都堯弁/于時元禄十二(己卯)年八月東寺宝持房御本令恩借書写畢、十月中旬「十月廿一日校合了、」慶雲		○
(h)	29	石川武美記念図書館成實堂文庫	青蓮院旧藏本2冊	部分	元禄17年(1704)→正徳4年(1714) 三好梅雅	(上卷)『元禄十七(甲申)正月廿日到成鎮寺話談之次、亮深子撮出此卷云、從東寺小行事被頼此卷校合然謬訛最多甚以難読也、余是正出東寺記依之即謂余日校正加余不得辞応諾向持帰今此所写不見東宝記是故膳写之耳、』/正徳四(甲午年)著者三好梅雅居士 (中卷) 正徳四(甲午年)念誦龜梅之坊	上卷=卷一、中卷=卷二・三・四・五	○
(参考)		続々群書類従(第12)本	正親町家本・黒川氏藏本増補、卷八	全		(卷二) 東寺執行改名栄増/巖曉		○ 刊本
	30	旧彰考館(焼失)	7冊	一			昭和20年(1945)年水戸空襲により焼失	○
	31	旧彰考館(焼失)	3冊	一			昭和20年(1945)年水戸空襲により焼失	○
(i)	32	高野山増福院文庫(高野山大学図書館)	「東宝記抜書」、1冊	抜書	応永9年(1402) 宏寿→文明18年(1486) 教済→天正17年(1579) 空盛→享保16年(1731) 英仙	本云、応永九年五月下旬北山殿依有當寺御巡礼之御有増三宝院為内々御存知大概可注進之旨、被仰寄家、仍以東宝記取詮注進之而已、宝殿院宏寿製作/文明十八年(丙午)九月十三日依土一撰之惡逆伽藍炎上之時剋到来言語道断之次第歎而猶有餘、仍延曆年中伽藍草創年紀略大概覺悟之分不明之間、令借用宝泉院本以左眼書写訖、/十一月第四々曆/法印權大僧都教済/春秋六十二/天正十七曆中春廿七日/宝殿院 空盛/享保第十六(辛亥)曆夷則廿一日 金資英仙(六十有六才)	(拙稿2011)(注18参照)。 粹	×
	33	阪本龍門文庫	卷八、1軸	抜書	観応3年(1352) 果宝→文安4年(1447) 重耀	本云、右、依仁和寺宮仰一部六卷草之(後分爲八卷)、再治以後可備上覽者也、観応三年(壬辰)五月廿三日少僧都果宝(記之)、時也文安第四曆林鐘上旬之候、令借用観智院書写畢、先年宗海僧正之時一部分令借用難及一覽、巨細之条軌(ママ)不明之間、此中借用肝要分令抜書所用一卷也、粹心備此分相有増之處有意見天、一向雖有煩有(於)書写者、可然之由申仁有之間、此分令同心抄之了、是併私非専、且者为未來、且者現在、為備龜鑑忘心身馳筆筆、/文安第四曆林鐘六日法印權大僧都重耀(生七十四)	抄出部分は卷八すべて。昭和5年11月丙辰三月吉辰付川瀬一馬の修補奥書がある。	○
	34	京都府立総合資料館	「東宝記抜書」、1冊	抜書	宝永7年(1710)	宝永七(庚寅)年仲春書写功訖、	表紙右下に「金剛珠院」とあり。仏宝・法宝・僧宝からの抄出。	○

(i)	35	長谷寺	(無題)、 1軸	抜書	宝暦2年(1752)龍慧	宝暦二年梅心院住第三十世浄親房龍慧	三十帖策子・論義・伝法会等について抄出。「仏舍利之事」は『東宝記』卷二よりと明記。	×
	36	京都大学 附属図書館	菊亭文庫 本、卷六、 1冊	部分	永享11年(1439)写		卷一・二の抄出。奥書なし。紙背文書有。	○
	37	京都大学 附属図書館(平松 文庫)	「東宝記 抄出」、 1冊	抜書	江戸後期カ	無	卷一・二からの抄出。紙背文書有。	×

この表では、現在まで調査・確認し、本論と関わる『東宝記』伝本を一覧し掲げた。「本奥書・書写奥書の年代」でまとめた書写状況を、「区分」(a)～(i)で大別している。なお(i)は抄出本である。「奥書」では、それぞれの「区分」内で初出時のみ記している。『朱筆は『』で示した。底本の特定できない刊本についても掲載している。

表2 引付における『東宝記』引用・参照記事

引付番号	年月日	引付	内容	引用文献表記	内容分類	函番号	『東宝記』該当箇所
1	応永15年 (1408) 2月18日	廿一口	奈良仏師より当寺塔婆安置八大菩薩名字事についての質問をうけて	旧記	b	く4	卷二「尊像安置事」
2	応永28年 (1421) 5月27日	廿一口	一切経文書の由緒ついて		b	ち4	卷六「唐本一切経」
3	応永34年 (1427) 1月20日	廿一口	永宣旨について、「凡僧一薦」を補任するのは先規	先規	c	天地24	卷七「廿一口定額僧補任永宣旨阿闍梨事」・卷八「永宣旨権律師」
4	永享8年 (1436) 6月15日	廿一口	塔婆が落雷を受けたこと、およびその先例	先規	d	く15	卷二「造営次第」(「塔婆柱絵」の後)・「塔婆修理次第」
	永享8年 (1436) 10月9日	廿一口	塔婆柱替事始について、先例により寺家沙汰となる	先例		く15	(同年6月15日条に関連)
	文安3年 (1446) 1月5日	廿一口	貼紙「少僧都 永宣旨」			く18	(文安3年6月23日条に関連)
5	文安3年 (1446) 6月23日	廿一口	重増律師が永宣旨により転任すると超越がおこるため問題に		c	く18	卷七「廿一口定額僧補任永宣旨阿闍梨事」・卷八「永宣旨権律師」
6	文安5年 (1448) 1月23日	廿一口	覚永阿闍梨が永宣旨により転任すると超越がおこるため問題に	先規	c	天地28	卷七「廿一口定額僧補任永宣旨阿闍梨事」・卷八「永宣旨権律師」
7	享徳元年 (1452) 1月28日	廿一口	講堂修正での所作について	旧記〔規〕式 近代記〔規〕式	a	く20	卷六「修正」、同「毎年勤行」
8	康正元年 (1455) 8月29日	廿一口	大工職相論に際して「塔婆升形」を参照		d	ち16	卷二「造営次第」につづけて(裏書分)
	康正元年 (1455) 10月29日	廿一口	応永33年の唐橋大工補任と「塔婆枅形」が関係していることを示唆			ち16	(康正元年8月29日条に関連)
9	文明4年 (1472) 2月1日	廿一口	供養法を各堂宇(「塔灌金食不動鎮」)で行うことについて	旧記	a	く26	卷六「諸堂法会条々」のうち「塔婆」
10	文明9年 (1477) 7月30日	廿一口	宝蔵に盗人が入ったことに関連して、「法会之具」の一覧と盗人の歴史叙述を展開		b	天地40	卷二「相承道具事」
11	文明16年 (1484) 12月5日	廿一口	永宣旨について、「凡僧一薦」を補任するのは先規		c	ち24	卷七「廿一口定額僧補任永宣旨阿闍梨事」・卷八「永宣旨権律師」
12	延徳2年 (1490) 5月15日	廿一口	大工職相論解決に向けて、「東宝記」を参照	東宝記	d	く27	卷二 大工職補任に関連する箇所

「内容分類」は a：法会、b：仏像・宝物、c：寺院組織、d：伽藍修造に分けて表示した。